

令和6年度 第1回 大田原市下水道使用料等審議会



令和6年7月1日(月)
本庁舎301会議室

はじめに

(1) 審議会の目的

本審議会は、大田原市下水道使用料等審議会条例第2条のとおり、市長からの諮問について調査・審議をおこなうものです。

(2) 諮問内容について

- ① 一般会計補助金に依存する経営 について
- ② 施設の老朽化、人口減少の影響 について
- ③ 社会情勢の変化(国庫補助の交付要件) について

以上のような下水道事業が抱える問題を改善するためには、適正な使用料の確保が必要であると考えられるため、当審議会に調査及び審議を諮問し、適正な使用料の在り方について審議をお願いするものであります。

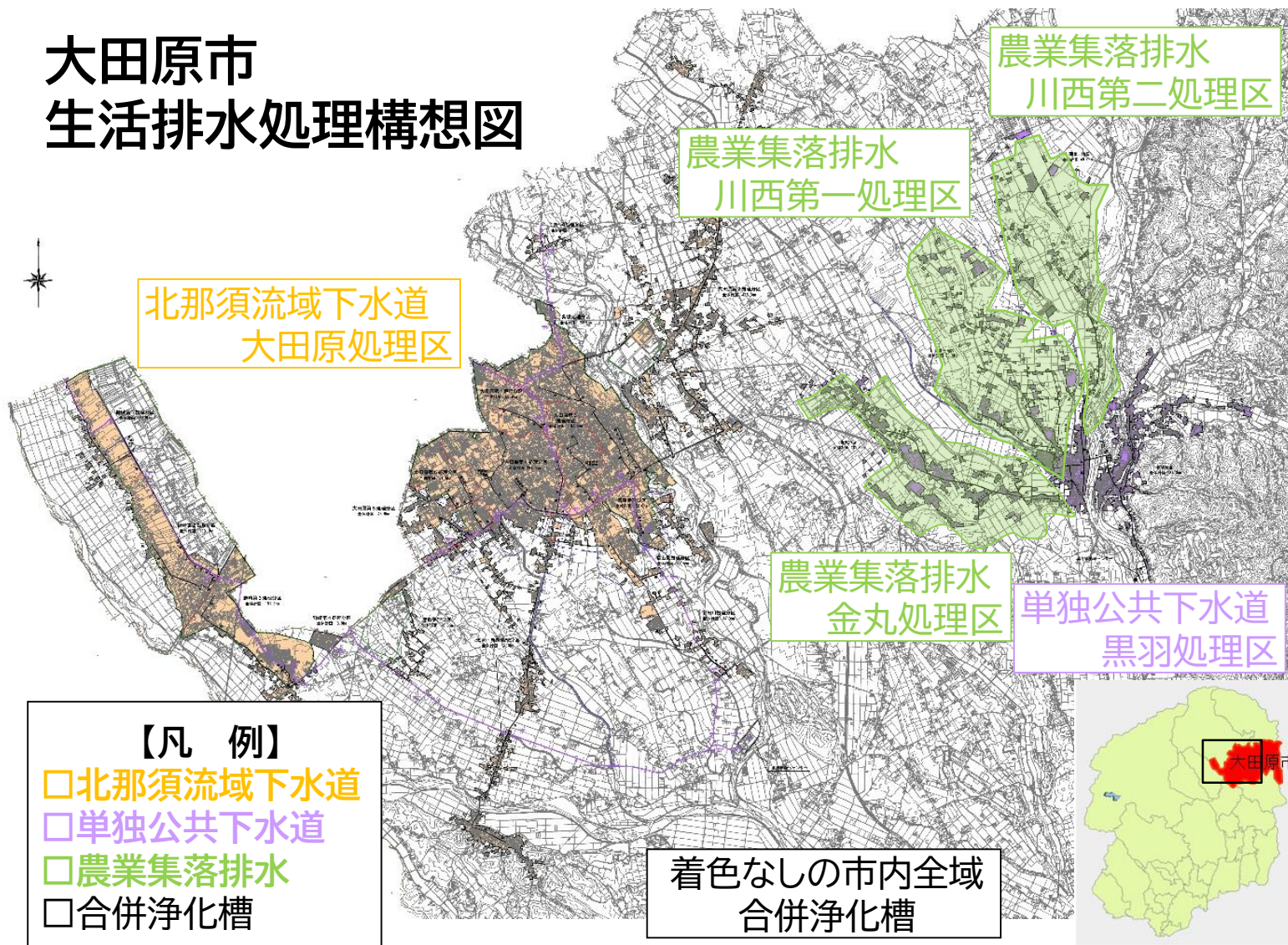
(3) 審議会の開催スケジュール予定

項 目	時期（令和6年）	審 議 事 項
第1回	7月 1日（月）午後	審議会の目的、下水道事業の概要、経営状況、諮問書から問題点①
第2回	7月23日（火）午前	問題点②・③、使用料の体系
第3回	8月22日（木）午後	使用料を見直した場合の影響
第4回	9月13日（金）午後	答申案の作成

(4) 下水道の役割について

全国的に下水道事業は、当初、雨水及び汚水を排除することを目的として事業を開始しました。その後、昭和45年の下水道法改正において、公共用水域の水質保全が目的に追加されました。このように、下水道事業は、**雨水排除（浸水防除）**、**公衆衛生の向上**、**公共用水域の水質保全**を大きな目的として事業が実施されております。

大田原市 生活排水処理構想図



3. 下水道事業の経営について

3-1. 地方公営企業について

地方公共団体は、一般行政活動の他、水の供給、汚水の処理などのサービスを提供する事業活動を行っております。

こうした事業活動体を総称して「**地方公営企業**」と呼んでおり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等がその代表的なものであります。

公営企業は、地方財政法第6条において、「特別会計を設けて、経費の負担区分を明確にした上で、**独立採算制**を基礎とする企業と定義されております。

3. 下水道事業の経営について

3-2. 地方公営企業会計について

国は財政状況の明確化を図るため地方公営企業法の適用を推進しており、大田原市下水道事業は令和2年度から法適用となりました。

適用により民間企業と同様の財務諸表作成が可能となり、経営成績・財政状況が把握できることになりました。

また、損益取引・資本取引との区分が規定されており、内部留保資金が発生し後年度負担への備えができるようになりました。

3. 下水道事業の経営について

3-3. 収益的収支と資本的収支について

損益取引（収益的収支）

経営活動によって生じる収支

収入

- ・ 下水道使用料
- ・ 一般会計からの補助金
- ・ 長期前受金戻入 など

支出

- ・ 管、舗装の修繕費
- ・ 処理場の維持管理費
- ・ 公設浄化槽の管理費
- ・ 流域事業負担金
- ・ 職員人件費
- ・ 減価償却費 など

資本取引（資本的収支）

資産の増減に影響する収支

収入

- ・ 企業債(借入金)
- ・ 国庫補助金
- ・ 受益者負担金 など

支出

- ・ 管渠、施設などの建設改良費
- ・ 企業債償還金
(借入金の返済元金)

3. 下水道事業の経営について

3-3. 収益的収支と資本的収支について

①収益的収入の状況（経営活動によって生じる収入）

単位：円、消費税抜き

R5は未承認のため参考値

項目／年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4構成比	令和5年度
営業収益	727,617,250	729,251,430	733,275,973	39.4%	731,235,859
① 下水道使用料	670,089,450	677,038,530	679,716,573	36.5%	678,560,727
② 他会計負担金	55,262,000	49,871,000	51,347,000	2.8%	49,574,000
その他の営業収益	2,265,800	2,341,900	2,212,400	0.1%	3,101,132
営業外収益	1,245,961,619	1,214,368,512	1,129,406,702	60.6%	1,143,005,023
受取利息及び配当金	4,027	5,251	5,301	0.0%	5,171
③ 他会計補助金	758,096,000	681,570,000	629,033,000	33.8%	657,581,000
国庫補助金	0	16,000,000	20,725,000	1.1%	11,500,000
④ 長期前受金戻入	486,512,758	480,514,847	470,230,536	25.2%	466,954,629
引当金戻入益	0	5,796,910	6,172,682	0.3%	4,980,566
雑収益	1,348,834	30,481,504	3,240,183	0.2%	1,983,657
特別利益	0	0	12,200	0.0%	0
過年度損益修正益	0	0	12,200	0.0%	0
収入合計	1,973,578,869	1,943,619,942	1,862,694,875	100.0%	1,874,240,882

3. 下水道事業の経営について

3-3. 収益的収支と資本的収支について

①収益的支出の状況（経営活動によって生じる支出）

単位：円、消費税抜き

R5は未承認のため参考値

収入合計	1,973,578,869	1,943,619,942	1,862,694,875	100.0%	1,874,240,882
項目／年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	構成比	令和5年度
営業費用	1,454,930,567	1,507,195,269	1,528,193,540	91.8%	1,524,002,378
⑤ 管渠費	20,802,121	15,409,919	15,404,781	0.9%	14,302,278
⑥ ポンプ場費	28,177,535	27,455,814	31,521,821	1.9%	28,413,500
⑦ 処理場費	62,589,285	63,211,396	77,743,092	4.7%	67,842,465
⑧ 浄化槽費	85,400,621	96,007,388	95,059,642	5.7%	95,307,309
⑨ 流域下水道費	223,100,910	223,394,600	229,720,972	13.8%	263,956,286
⑩ 総係費	92,194,336	141,750,440	155,188,916	9.3%	132,884,075
⑪ 減価償却費	938,471,916	935,932,475	920,796,435	55.3%	912,734,183
資産減耗費	4,193,843	4,033,237	2,757,881	0.2%	8,562,282
営業外費用	165,314,303	152,478,366	135,779,133	8.2%	124,264,728
⑫ 支払利息	160,630,806	146,211,846	132,456,459	8.0%	119,473,403
雑支出	4,683,497	6,266,520	3,322,674	0.2%	4,791,325
特別損失	16,252,041	12,235,636	1,545,038	0.1%	1,511,944
過年度損益修正損	0	12,235,636	1,545,038	0.1%	1,511,944
その他特別損失	16,252,041	0	0	0.0%	0
支出合計	1,636,496,911	1,671,909,271	1,665,517,711	100.0%	1,649,779,050
⑬ 当期純利益	337,081,958	271,710,671	197,177,164		224,461,832

収入－支出

3. 下水道事業の経営について

3-3. 収益的収支と資本的収支について

②資本的収支の状況（資産の増減に影響する収支）

単位：円、消費税込み

R5は未承認のため参考値

項目／年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	構成比	令和5年度
①	企業債	230,000,000	285,800,000	194,300,000	51.1%	224,200,000
②	他会計負担金	39,000	39,000	40,000	0.0%	40,000
③	工事負担金	25,609,990	25,284,162	34,416,283	9.1%	18,644,410
④	国庫補助金	97,891,000	152,324,000	81,620,000	21.5%	139,580,000
⑤	他会計補助金	66,658,000	68,315,000	69,580,000	18.3%	72,805,000
収入合計		420,197,990	531,762,162	379,956,283	100.0%	455,269,410
建設改良費		432,314,829	559,839,940	357,949,329	33.4%	453,382,838
⑥	管渠建設改良費	368,345,685	494,144,774	347,692,261	32.4%	445,582,757
	浄化槽建設改良費	42,184,494	47,331,520	0	0.0%	0
⑦	流域下水道建設負担金	21,784,650	18,363,646	10,257,068	1.0%	7,800,081
	資産購入費	0	0	0	0.0%	
企業債償還金		717,370,122	717,365,282	714,697,685	66.6%	697,363,534
⑧	企業債償還金	717,370,122	717,365,282	714,697,685	66.6%	697,363,534
支出合計		1,149,684,951	1,277,205,222	1,072,647,014	100.0%	1,150,746,372
⑨	不足する額 収入－支出	△ 729,486,961	△ 745,443,060	△ 692,690,731		△ 695,476,962

3. 下水道事業の経営について

参考-1 減価償却費と長期前受金戻入について

例 建設費 500万円で管渠を築造しました。(500万円は現金支払い)
 財源として 国庫補助 250万円の補助を受けました。(※現金250万増加)
 耐用年数 5年 定額法 $500万円 \div 5年 = 年間 100万円$

※管渠の実際の法定耐用年数は50年です。

当年度	翌年度以降	翌年度	2年後	3年後	4年後	5年後	5年総額
固定資産 500 1年ごとに-100 され5年後0と なる	減価償却費 1年ごとに資産 を減少、現金は 減らない	100					
		100					
		100					
		100					
		100					
		100					
長期前受金 250 1年ごとに50収 益化され5年後 0となる	長期前受金 戻入 1年ごとに繰延収 益が増加(減少)現 金は増えない	50					
		50					
		50					
		50					
		50					
		50					
		50					
現金支出なし	減価償却費 ①	100	100	100	100	100	500
現金収入なし	長期前受金戻入 ②	50	50	50	50	50	250
内部留保	損益勘定留保資金 ①-②	50	50	50	50	50	250

現金の増減内訳

当年度は、現金500を工事費に支払い、国庫補助250を受け取った。**(内部で、当年度に現金は-250減少している)**
 同時に固定資産500、長期前受金-250が経理され(差し引き250で現金マイナスが消える)、表面上は出てきません。
 次年度から減価償却、長期前受金戻入が開始
 なお、帳簿処理は発生(毎年、減価償却-100、長期前受金戻入50)しますが、現金の収入・支出はありません。
 減価償却費は、費用計上されますが現金の支出はなし。なお、帳簿勘定が合うのは固定資産500が減少していくため。
 同様に、長期前受金戻入も収入処理されますが現金は増えていない。帳簿が合うのは長期前受金250が減少していくため。
 減価償却費(-100)、長期前受金戻入(50)なので収支-50で損益計算され、損益計算書上では-50の影響が出ますが、
 貸借対照表(資本勘定の増減)では、現金-50はされません。固定資産が減少、長期前受金が減少
 5年間で減価償却及び長期前受金戻入が終了すると **(5年×50=5年間で250)の内部留保が生じる**

当年度に**-250万円**現金が減りますが、帳簿上は直接現れず、5年で250万円が内部留保される仕組みです。

3. 下水道事業の経営について

3-4. 内部留保と資本的収支差額の補てんについて

損益取引（収益的収支）

（令和4年度決算額）

合計 1,862		合計 1,862	
収 益	下水道使用料収入 680	費 用	施設維持費 613
	一般会計補助金 680		支払利息 132
	長期前受金戻入 B 470		減価償却費 A 920
	その他 32		利益(収益－費用) C 197
			資本費 1,665

資本取引（資本的収支）

（令和4年度決算額）

合計 380		合計 1,072	
収 入	企業債 380	支 出	建設改良費 (管渠、施設等の新 設・更新工事費) 358
	国庫補助 一般会計補助金		企業債償還金 714
不足額 △692			

$$A \text{ 減価償却費 } 920 - B \text{ 長期前受金戻入 } 470 = 450 + C \text{ 利益 } 197 = 647$$

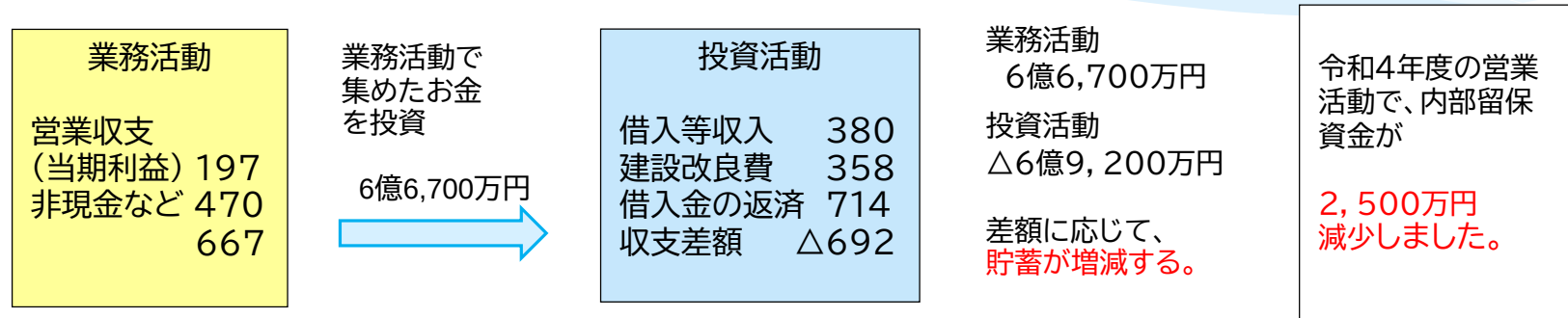
不足額 692 を 647 で補てんした。
※さらに不足分は、前年度までの留保資金などで対応
この差額に余裕が生じれば内部に貯金ができます。

$$(A - B) + C$$

下水道事業の現在の収支
状況では、後年度に備え
ての貯金できません

3. 下水道事業の経営について

参考 内部留保資金残高推移

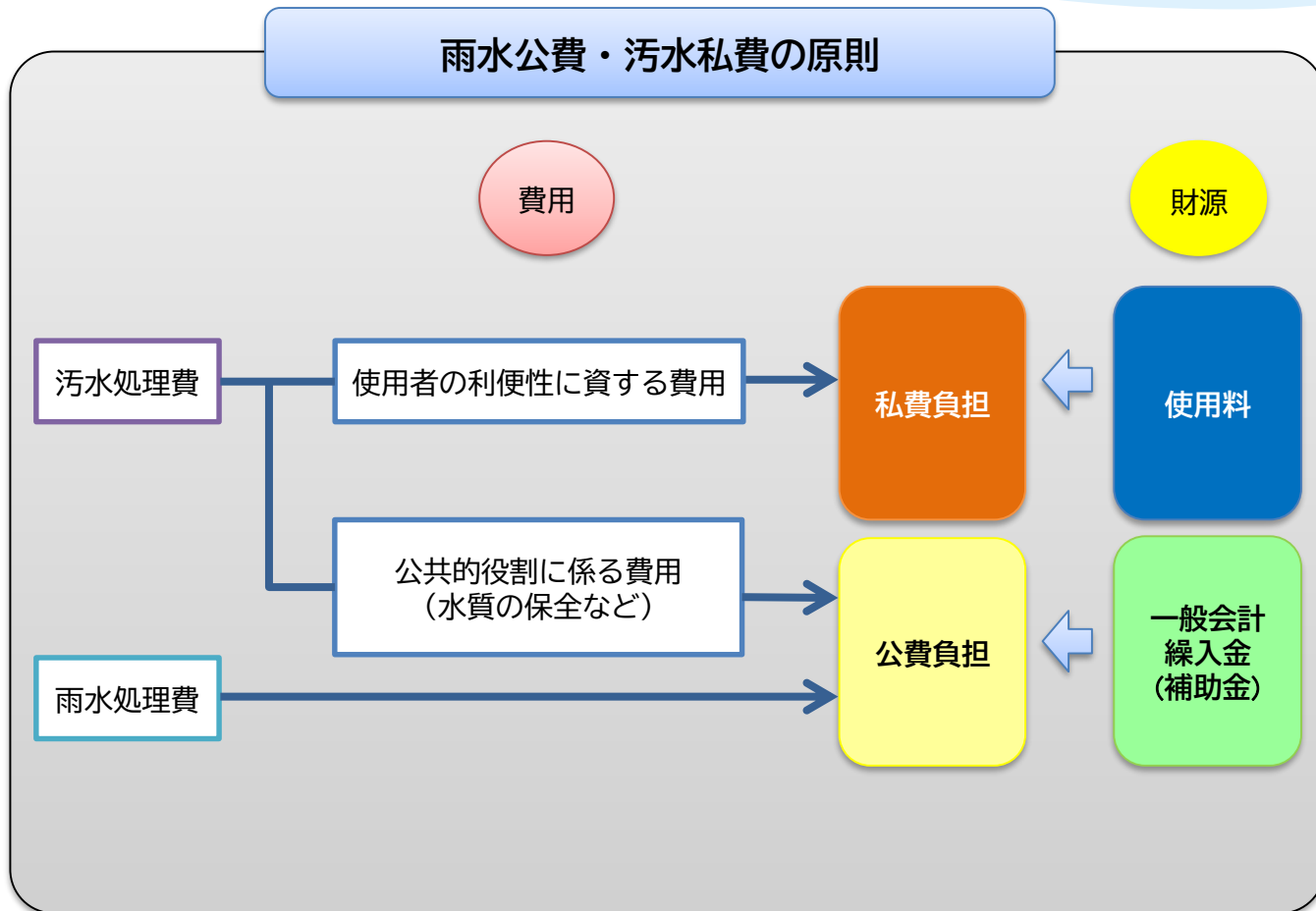


	年度末の内部留保資金残高		当期純利益の額		一般会計からの繰入額	
		前年増減額		前年増減額		前年増減額
令和2年度	338,576,693		337,081,958		880,055,000	
令和3年度	352,480,061	13,903,368	271,710,671	-65,371,287	799,795,000	-80,260,000
令和4年度	327,194,668	-25,285,393	197,177,164	-74,533,507	750,000,000	-49,795,000
令和5年度	331,204,178	4,009,510	224,461,332	27,284,168	780,000,000	30,000,000

現在は、災害時などの突発的な出費への対応や、後年度に備えるための貯金ができない状態であり、生活基盤を支えるインフラ事業としては非常に厳しい状態です。

4. 問題①一般会計に依存した経営

4-1. 下水道事業の費用負担の原則について



4. 問題①一般会計に依存した経営

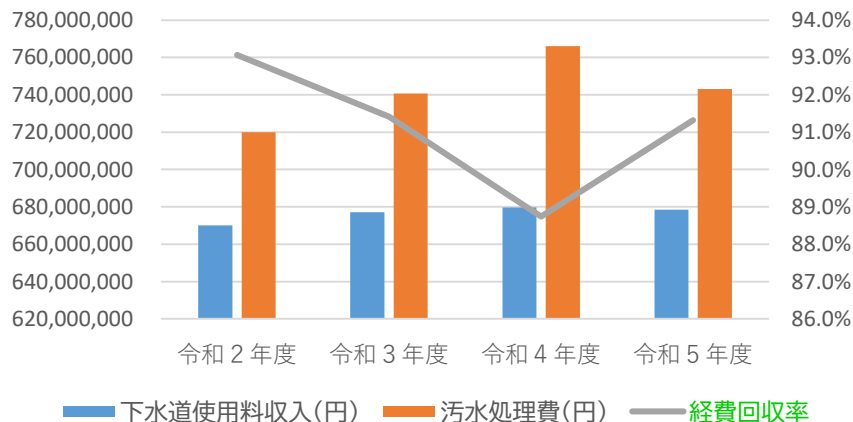
4-2. 本市の費用負担の現状について



令和4年度決算における 使用料収入は 679,716,573円 であり、汚水処理費が 765,957,000円 であるため、不足額 86,240,427円 が生じました。

本来は、下水道使用者が負担するものですが、一般会計からの補助金により補てんされております。(一般会計補助金は市税収入などを財源としたものでありますので、下水道に接続していない市民も一部負担していることになります。)

経費回収率の推移



経費回収率は、汚水処理費に対する使用料収入の割合です。(100%以下は原価割れ)

	使用料 (千円)	汚水処理費 (千円)原価	経費 回収率	不足額 (千円)
令和2年度	670,089	719,989	93.1%	△ 49,900
令和3年度	677,039	740,603	91.4%	△ 63,564
令和4年度	679,717	765,957	88.7%	△ 86,240
令和5年度	678,561	743,088	91.3%	△ 64,527

4. 問題①一般会計に依存した経営

4-3. 污水处理費の算出について

下水道事業の経費負担の原則のとおり、**污水处理費(使用料収入の原価相当額)** は、**経費の総額** から **公費負担分** を除いた額となります。

污水处理費

は

経費の総額

から

公費負担額

を除いた額

污水处理費

7億6,600万円

=

経費の総額

11億5,400万円

-

公費負担額

3億8,800万円

下水道使用者が負担するべき費用です。

污水处理原価

維持管理費	603,469
管渠費	15,404
ポンプ費	31,522
処理場費	77,743
公設浄化槽費	95,060
流域下水道費	229,721
総係費(人件費等)	155,189
その他	-1,170
資本費	550,531
減価償却費	920,796
長期前受戻入	-470,230
支払利息	135,779
その他	-35,814

千円

水質検査費など	1,198
水洗便所等普及費	23
高資本費対策費	817
臨時財政特例債	627
緊急財政特例債	5,742
流域下水道の建設費	1,671
分流式に要する経費	325,517
地方公営企業法適用費	78
職員児童手当	1,128
雨水処理負担金	51,347
合計	388,148

千円

公費負担額 = 基準内繰出金

総務省の繰出基準に基づくものである。一般会計には、繰り出した額の一部が地方交付税で考慮されています。

主に経営に係る経費であり、収益的収支の支出の額となります。(減価償却費から長期前受戻入を差し引いた額です。)

4. 問題①一般会計に依存した経営

4-4. 一般会計からの補助金について(収益的收入)

令和4年度 補助総額(収益的收入)		6億8,000万円
基準内補助金(繰入金)		3億8,800万円
分流通下水道等に要する費用		3億2,550万円
雨水処理費		5,130万円
その他(水質検査費用など)		1,100万円
基準外補助金(繰入金)		2億9,200万円
財源不足の補てん目的によるもの		2億9,200万円

基準内繰出金

- 毎年、総務省から示される繰出基準に該当するもので、他会計に繰り出した一般会計には、その金額の一部が地方交付税において考慮される。

基準外繰出金

- 特別会計の収入のみでは経営が困難な際に補てんするもので、一般会計単独費で負担する。

本市の令和4年度決算では、一般会計から **約3億円** の**基準外補助金**が繰り出されました。
うち、現時点で約9千万円は、下水道使用料でまかなう分となります。(汚水処理費に対して使用料収入が不足する額。)

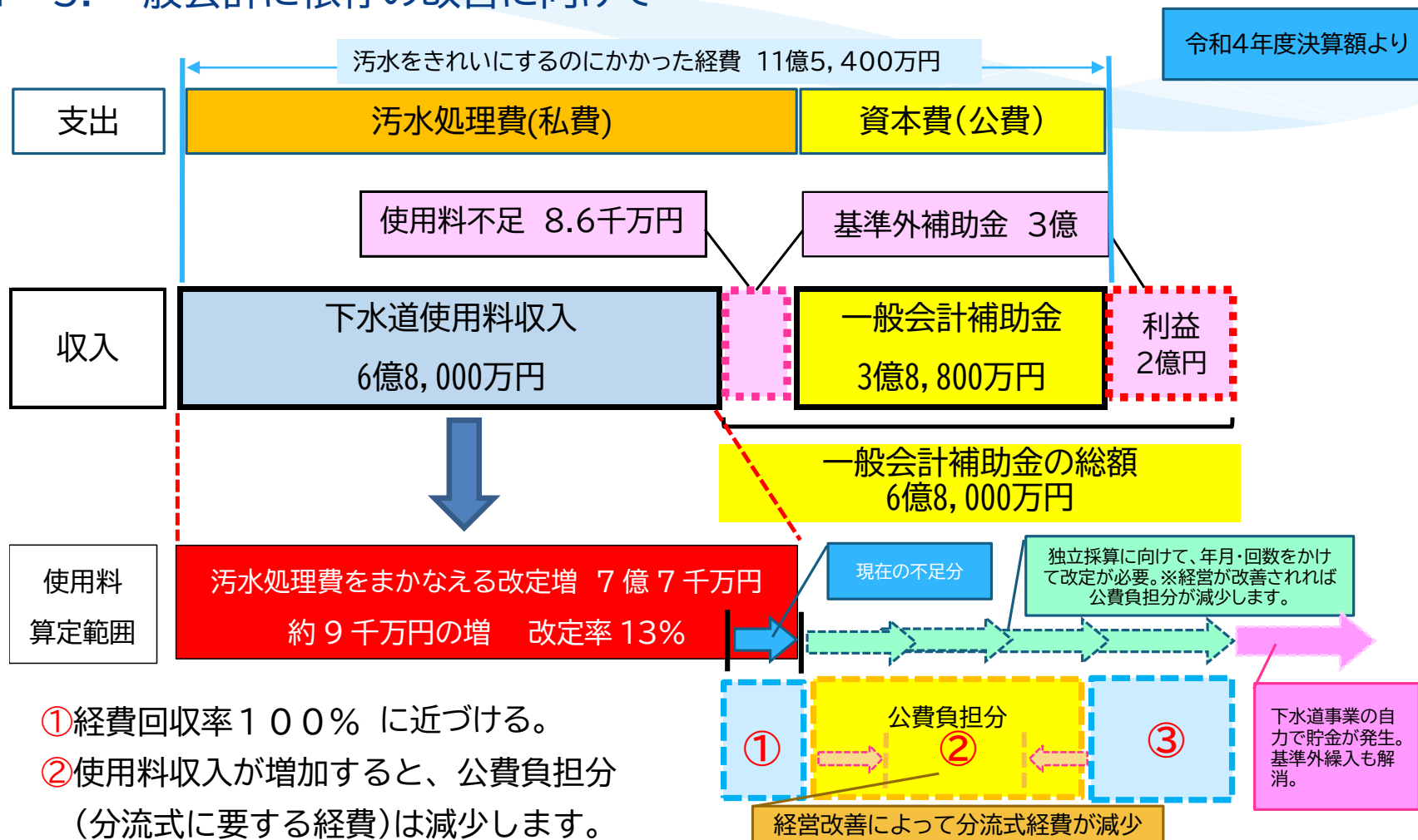
さらに、独立採算制に向けて基準外補助金に頼らない経営を目指すことが目標となりますので、経済状況を鑑みて、今後、段階的な値上げを重ねていくことになると予想されます。

※分流通に要する経費とは、資本費のうち収入で充てることができないと認められる額。(経営が改善されれば減少していくもので、基準内が減額となり、汚水処理原価が増加していきます。)

※基準外その他約2億円は、収益的収支の利益相当額となり、資本的収支の不足額の補てん(建設改良費、借入金の返済に使用)をするために、繰り入れております。

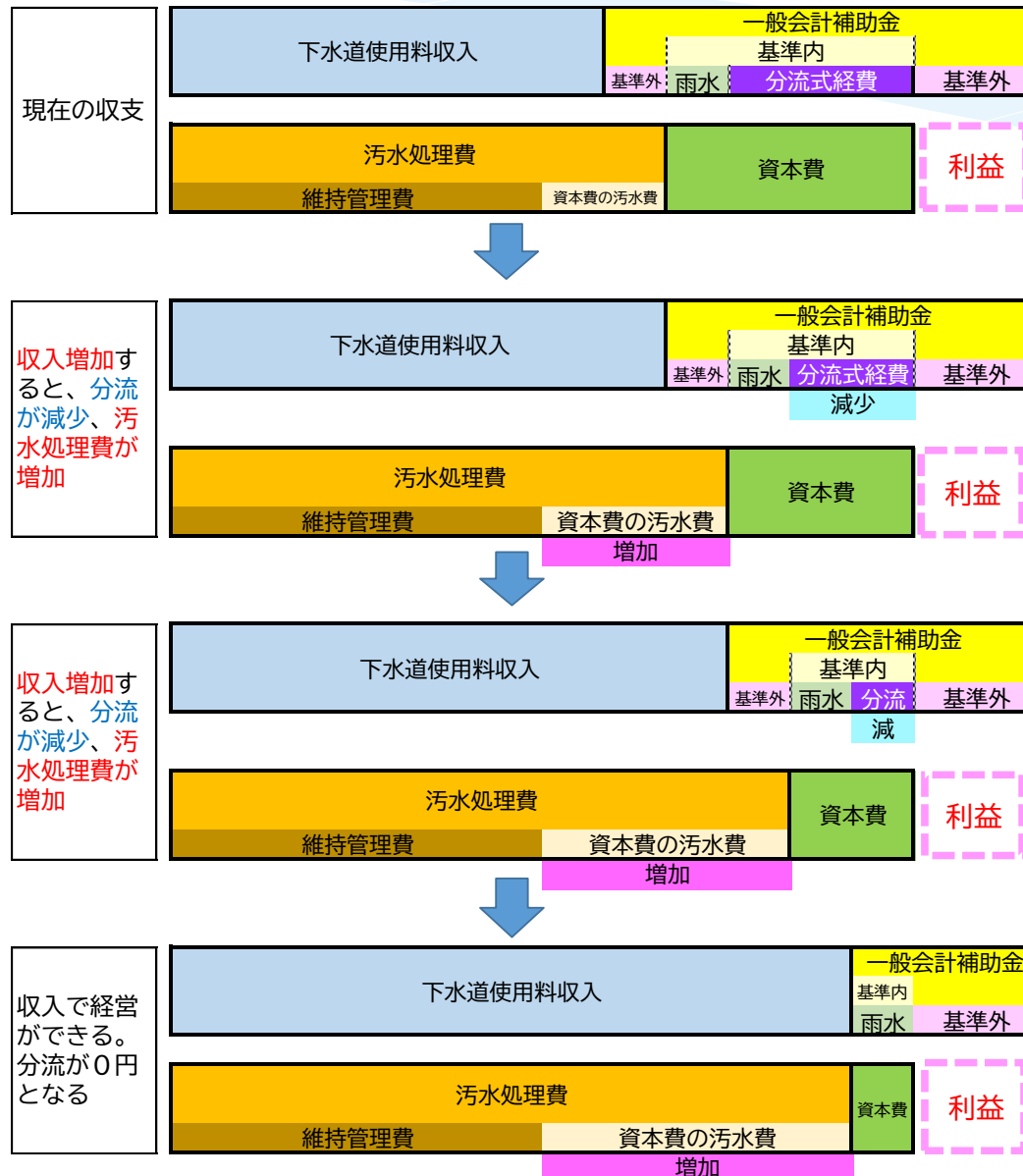
4. 問題①一般会計に依存した経営

4-5. 一般会計に依存の改善に向けて



- ①経費回収率100%に近づける。
- ②使用料収入が増加すると、公費負担分(分流式に要する経費)は減少します。
- ③将来的には一般会計からの基準外補助金を減らすことが重要ですが、②公費負担分も減少していきますので、独立採算には複数回の改定と年月を要します。

参考 使用料が増加した場合の、污水处理費と基準内補助金(分流式経費)の変化イメージ



本市の下水道事業は、事業別にみると使用料単価が150円/m³を下回っている事業が存在するため、一般会計補助金から分流式経費として収入を補助する形式になっております。

今後、収入が見直しされていきますと、使用料単価が上がりますので、あわせて分流式経費は減少していきます。
(使用料が改善されるにつれ、分流式経費(基準内補助金)が減っていきます。)

分流式経費が減少すると、污水处理費が同額増加しますので、使用料の小さな値上げを重ねても、分流式経費が0円になるまで、**経費回収率が大きく改善することはありません。**

本日のまとめ

- ① 管渠および施設の老朽化による更新費用の増加、人口減少による収入減について
- ② 一般会計からの補助金に依存する経営について
- ③ 経営改善を図ることが、今後、国庫補助の交付要件となることについて

以上の3点が経営改善に向けて喫緊の課題ということで、審議会への諮問がありました。

本日は、下水道事業の概要のほか、②一般会計からの補助に依存する経営状況について説明をさせていただきました。

下水道事業は、清潔で快適な市民生活に欠かすことができないインフラ事業でありますので、継続するためには一般会計からの補助金に頼らざるをえない状況であります。しかしながら、**受益者以外の市民が事業費の一部を負担していることに問題が生じており**、国からの通知等では、国や一般会計からの支援の脱却に向けて、自力での経営体制を構築することを要請されております。

ご清聴いただきまして、誠にありがとうございました。

第2回審議会の開催について

次回の審議会では、他の2件の課題であります、

- 施設設備の更新時期を迎えるにあたり、その費用が必要となること
- 国の支援を継続して受けるためには、経営改善を行う必要があること
- 現在の使用料体系や他市との比較 のほか、
の説明などを行う予定であります。

よろしくお願いいたします。

開催日 令和6年7月23日（火） 9時30分から12時
場所 市役所本庁舎3階 302会議室

開催が近づきましたら、ご案内通知を送付いたします。

ご清聴、誠にありがとうございました。